

大分類J 一運輸通信業

総 説

この大分類には、鉄道、自動車、船舶、航空機およびその他の運送用具による旅客、貨物の運送業ならびに運輸に付帯するサービス業、倉庫業、通信業および通信に付帯するサービス業を営む事業所が分類される。

これらの事業は、民営のほか公営のものも多く公共的性格をもつもので、その請求する料金、代価と、その提供するサービスについて広汎な法的規制をうけている。

鉄道業

鉄道による旅客および貨物の運送業で、その運送活動とは、鉄道車両および連絡船の運転、運転のための車両、線路、信号通信など運送施設の維持補修、旅客および貨物の取扱いを一括したものという。

事業所

鉄道業の分類単位は单一の事業所である。場所が離れていれば原則として別の事業所とする。同一構内であっても別個の機関があればその機関ごとに分類の単位とする。

すなわち、駅、車掌区、機関区、客貨車区、保線区、建築区、電力区、信号通信区、電務区などの現業機関および本社、支社などの管理機関のそれぞれが一事業所となる。

駅、区などの名称をもっていても駅長、区長など管理責任者の置かれていらないものはその管理責任者のいる事業所に一括して分類の単位とする。

鉄道業と他産業との関係

- (1) 鉄道業の自家用の修理工場、倉庫、用品庫などは鉄道業に分類されるが、製造工場、発電所、研究所、養成機関、病院、保養所などは、それぞれの活動にしたがって鉄道業以外の産業に分類される。
- (2) 鉄道業が営む百貨店、遊園地または不動産業などの事業所は、それぞれの活動にしたがって鉄道業以外の産業に分類される。
- (3) 鉄道車両の修理、改造をおこなう事業所であって鉄道業の自家用のものは、鉄道業に分類される。
- (4) 工場、鉱山、森林などの自家専用の鉄道、索道の事業所は、鉄道業以外の産業に分類される。

中分類 60—鉄道業

総 説

この中分類には、鉄道、軌道、索道による旅客、貨物の運送に従事する事業所が分類される。

鉄道業が經營する鉄道事業以外の事業（鉄道連絡船事業を除く）に従事する事業所はそのおこなう事業によりそれぞれの産業に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

601 国有鉄道業

6011 国有鉄道業

日本国有鉄道が經營する鉄道事業および鉄道連絡船事業に従事する事業所をいう。日本国有鉄道が經營する自動車運送事業は本分類には含まない。

○日本国有鉄道本社；鉄道機器製作監督事務所；車両設計事務所；構造物設計事務所；在外事務所；臨時工事積算室；日本国有鉄道支社・出張所・団体輸送センター；鉄道管理局・駅・営業所・操車場・信号場・車掌所・車掌区・船員区・連絡船・さん橋・機関区・電車区・気動車区・客貨車区・客車区・貨車区・運転所・運転区・保線所・保線区・機械轨道区・建築区・管林区・船舶施設区・機械区・材修場・電力区・変電区・電修場・信号通信区・信号区・通信区・電務区・無線区・電気所・電気区・鉄道公安室・管財区・工事区・管理所・運輸区・経理資材所・電気検査区・船舶管理部・船員区・連絡船・さん橋・地方資材部・資材事務所・出張所・用品庫・工場（鉄道車両修理）
×鉄道技術研究所〔9312〕；鉄道労働科学研究所〔9321〕；中央鉄道学園（分教所・分所）〔9192〕；中央鉄道病院（分室）〔8811〕；鉄道学園（分所）〔9191〕；鉄道病院（分室）〔8811〕；保健管理部〔8899〕；高等看護学園〔9191〕；准看護学園〔9191〕；鉄道診療所〔882〕；保健管理所〔8899〕；鉄道療養所〔8811〕；保健指導所〔8899〕；印刷場〔2531〕；鉄道寮〔7591〕；地方自動車事務所〔611, 621〕；自動車営業所〔611, 621〕；地方資材部用品試験所〔931〕；自動車工場〔821〕；工事局〔151, 152〕・工事事務所〔151, 152〕・出張所〔151, 152〕・工事区〔151, 152〕・操機区〔151, 152〕；建築工事局〔151, 152〕・工事区〔151, 152〕；給電管理局〔701〕・発電所〔701〕・給電区〔701〕；電気工事局〔701〕・電気工事所〔171〕・工事区〔171〕；電気工事事務所〔171〕・工事区〔171〕；日本国汽船〔171〕；日本國鐵道旅客自動車運送事業〔611〕；日本国有鉄道貨物自動車運送事業〔621〕

中分類60—鉄道業

602 鉄道業（国有鉄道業を除く）

6021 地方鉄道業

専用の線路を道路面外に敷設して、主として地域的な旅客または貨物の運送をおこなう事業所をいう。

○地方鉄道業

6022 軌道業

線路を道路面に敷設して、主として都市内の旅客または貨物の運送をおこなう事業所をいう。

○軌道業

6023 地下鉄道業

線路を地下に敷設して、主として大都市の旅客の運送をおこなう事業所をいう。

○地下鉄道業

6024 モノレール鉄道業

軌条上をこ(跨)座式または懸垂式で車両を走行させ、主として旅客の運送をおこなう事業所をいう。

○モノレール鉄道業

6025 無軌条電車業

軌条を敷設せず、架空線電力によって走行する車両で、主として旅客の運送をおこなう事業所をいう。

○トロリーバス業

6026 鋼索鉄道業

軌条と索条(ワイヤロープ)を併用して車両を山上、山下間を昇降させ、主として旅客の運送をおこなう事業所をいう。

○ケーブルカー業

中分類60一鉄道業

6027 索道業

架空の索条（ワイヤロープ）に運搬用具（搬器）をつるして旅客または貨物の運送をおこなう事業所をいう。

○ロープウェイ業；リフト業

中分類 61—道路旅客運送業

総 説

この中分類には、自動車および人力車、馬車その他の軽車両によって旅客運送をおこなう事業所が分類される。

日本国有鉄道が経営する道路旅客運送事業に従事する事業所も本分類に含まれる。

小分類 細分類
番 号 番 号

611 一般旅客自動車運送業

6111 一般乗合旅客自動車運送業

路線を定め定期的に乗合自動車を運行して旅客運送をおこなう事業所をいう。

○乗合バス業

6112 一般乗用旅客自動車運送業

乗車定員10人以下の乗用自動車を貸切って旅客運送をおこなう事業所をいう。

○ハイヤー業；タクシー業

6113 一般貸切旅客自動車運送業

乗車定員11人以上の自動車を貸切って旅客運送をおこなう事業所をいう。

○貸切バス業

×貸自動車業 [8231]

612 特定旅客自動車運送業

6121 特定旅客自動車運送業

特定のものとの契約により特定の範囲の旅客（工員、学生など）運送をおこなう事業所をいう。

○特定旅客自動車運送業

中分類61—道路旅客運送業

613 旅客軽車両運送業

6131 旅客軽車両運送業

人力車、自転車、牛馬車、そりなどの軽車両によって旅客運送をおこなう事業所をいう。

○人力車業；輪たく業；乗合馬車業；そり運送業；かご運送業

中分類 62—道路貨物運送業

総 説

この中分類には、自動車、牛馬車その他の軽車両によって貨物の運送をおこなう事業所が分類される。

日本国有鉄道が経営する道路貨物運送事業に従事する事業所も本分類に含まれる。

小分類 細分類
番号 番号

621 一般貨物自動車運送業

6211 一般路線貨物自動車運送業

路線を定め、定期的に運行する自動車により積合貨物の運送をおこなう事業所をいう。

○一般路線貨物自動車運送業

6212 一般区域貨物自動車運送業

一定の区域内を定めて自動車を運行して貨物の運送をおこなう事業所（一般小型貨物自動車運送業の事業所を除く）をいう。

○一般区域貨物自動車運送業

6213 一般小型貨物自動車運送業

一定の区域内を定めて小型自動車（最大積載量2トン以下の自動車）を運行して貨物の運送をおこなう事業所をいう。

○一般小型貨物自動車運送業

622 特定貨物自動車運送業

6221 特定貨物自動車運送業

特定の荷主との契約により特定貨物〔新聞、郵便、じんかい（塵芥）など〕を自動車により貨物運送をおこなう事業所をいう。

○特定貨物自動車運送業

中分類62—道路貨物運送業

623 貨物軽車両運送業

6231 貨物軽車両運送業

荷車、リヤカー、牛馬車、そりなどの軽車両によって貨物運送をおこなう事業所をいう。

○車力業；リヤカー貨物運送業；荷馬車ひき業；馬力業；牛車ひき業；そり運送業；サイドカー貨物運送業

×荷車ふん尿くみ取運搬業 [8941]；汚物清掃業 [894]；じんかい（塵芥）清掃業 [894]

624 通 運 業

6241 通 運 業

主として荷主の委託をうけて、鉄道により運送される貨物の集配、積卸または取次をおこなう事業所をいう。

○通運業

中分類 63—水 運 業

総 説

この中分類には、海洋、沿海、港湾、河川、湖沼において船舶により旅客、貨物の運送をおこなう事業所が分類される。

ただし、港湾においてはしけによって貨物の運送をおこなう事業所は中分類66—運輸に付帯するサービス業〔6611〕に分類される。

船舶は、その運航を管理する事業所に一括して分類される。

ただし、陸上に事業所をもたない船舶運送業は、船舶をもって事業所とする。

小分類 細分類
番 号 番 号

631 海洋運輸業

6311 外国航路運輸業（日本籍船舶）

公海を通って外国の諸港との間で、日本籍船舶により旅客、貨物の運送をおこなう事業所をいう。

○外国航路運輸業（日本籍船舶によるもの）

6312 外国航路運輸業（外国籍船舶）

公海を通って日本と外国諸港との間で外国籍船舶により旅客、貨物の運送をおこなう事業所をいう。

○外国航路運輸業（外国籍船舶によるもの）

632 沿海運輸業

6321 沿海旅客運輸業

日本沿岸諸港間を旅客船（旅客定員13人以上を有する船舶）により主として旅客の運送をおこなう事業所をいう。

○内航旅客定期航路業；内航旅客不定期航路業

中分類63—水 運 業

6322 沿海汽船貨物運輸業

日本沿岸諸港間を鋼製船舶により主として貨物の運送をおこなう事業所をいう。

○内航貨物定期航路業；内航貨物不定期航路業

6323 沿海木船貨物運輸業

日本沿岸諸港間を木製船舶により主として貨物の運送をおこなう事業所をいう。

○木船運航業

633 内陸水運業

6331 港湾旅客運輸業

主として港湾内において船舶により旅客の運送をおこなう事業所をいう。

○通船業；港湾内遊覧船業

6332 河川水運業

主として河川において、船舶により旅客または貨物の運送をおこなう事業所をいう。

○河川水運業；河川渡船業；河川遊覧船業

6333 湖沼水運業

主として湖沼において、船舶により旅客または貨物の運送をおこなう事業所をいう。

○湖沼水運業；湖沼渡船業；湖沼遊覧船業

634 船舶貸渡業

6341 船舶貸渡業

主として船舶所有者が運航業者に船舶の貸渡しまたは運航の委託をおこなう事業所をいう。

○船舶貸渡業；木船貸渡業

中分類 64—航空運輸業

総 説

この中分類には、航空機により旅客または貨物を運送する事業所および航空機を使用して航空運送以外の行為の請負をおこなう事業所が分類される。

小分類 細分類
番号 番号

641 航空運送業

6411 定期航空運送業

一地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により、旅客または貨物を運送する事業所をいう。

○定期航空運送業

6412 不定期航空運送業

路線および日時を定めないでまたは路線もしくは日時のいずれかを定めないで、航行する航空機により、旅客または貨物を運送する事業所をいう。

○不定期航空運送業（観光飛行、エアタクシーを含む）

642 航空機使用業（航空運送業を除く）

6421 航空機使用業（航空運送業を除く）

航空機を使用して主として薬剤散布、宣伝廣告、魚群探見、空中写真測量などの航空運送以外の行為の請負をおこなう事業所をいう。

○航空機使用業

中分類 65—倉 庫 業

総 説

この中分類には、普通倉庫業、冷蔵倉庫業および水面木材倉庫業を営む事業所が分類される。自家用の倉庫は主事業所の産業に分類される。

手荷物、自動車、自転車、牛馬その他これに準ずる物品の預所、保護預りのための施設および運送、運送取扱いまたは運送代弁のための施設として使用するものは本分類には含まない。

小分類 細分類
番 号 番 号

651 普 通 倉 庫 業

6511 普 通 倉 庫 業

倉庫（冷蔵倉庫および水面木材倉庫を除く）に物品を保管することを業とする事業所をいう。

○普通倉庫業（サイロ倉庫、タンク倉庫を含む）

652 冷 蔵 倉 庫 業

6521 冷 蔵 倉 庫 業

低温装置を施した倉庫に物品を保管することを業とする事業所をいう。

○冷蔵倉庫業

653 水 面 木 材 倉 庫 業

6531 水 面 木 材 倉 庫 業

主として水面において木材の倉庫保管をおこなう事業所をいう。

○水面木材倉庫業

中分類 66—運輸に付帯するサービス業

総 説

この中分類には、鉄道、自動車、船舶および航空機による運送に付帯するサービス業務をおこなう事業所が分類される。

小分類 細分類
番号 番号

661 港湾運送業

6611 港湾運送業

港湾において船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役およびいかだ運送の作業の全部または一部をおこなう事業所をいう。

○一般港湾運送業；船内荷役業；はしけ運送業；沿岸荷役業；いかだ運送業

662 貨物運送取扱業

6621 貨物運送取扱業

主として荷主の委託をうけて、自動車、船舶または航空機による貨物運送の取次をおこなう事業所をいう。

○自動車運送取扱業；海上貨物取扱業；利用航空運送取扱業
×通運業 [6241]；港湾運送業 [6611]；貨物運送仲立業 [6642]

663 運送代理店

6631 運送代理店

主として運送機関の業務を代行して運送契約の締結などの代理をおこなう事業所をいう。

○海上運送代理店；航空運送代理店

664 運輸あっせん業

6641 旅行あっせん業

主として旅客のために、他人の経営する運送機関、宿泊施設その他の

中分類66—運輸に付帯するサービス業

旅行に関する施設の利用についてあっせん(斡旋)をおこなう事業所、または自己の經營する運送機関または他人の經營する運送機関によって旅客の運送に付帯して宿泊その他の旅行に関するサービスの提供をおこなう事業所をいう。

○旅行あっせん(斡旋)業

×遊覧バス業 [61]; 観光協会 [6699]; 観光案内業(ガイド) [7899]

6642 貨物運送仲立業

主として荷主と貨物運送業者との間にあって貨物運送のあっせん(斡旋)をおこなう事業所をいう。

○海運貨物仲立業; 乙仲; 木船運送仲立業

6643 船舶仲立業

主として船主と船舶運航業者との間にあって船舶の貸渡、売買または運航の委託のあっせん(斡旋)をおこなう事業所をいう。

○船舶仲立業; 甲仲; 木船仲立業

665 包装業

6651 包装業

運送のために物品の荷造りもしくは包装を引受ける事業所をいう。

○荷造業; 貨物包装業

666 運輸施設提供業

6661 道路運送固定施設業

自動車およびその他の交通機関の用に供するため料金をとって道路、橋りょう(橋梁)およびトンネルを提供することを主たる業務とする事業所をいう。

○自動車道業; 有料道路および橋経営業; 日本道路公團

×自動車一時駐車場業 [8221]

中分類66—運輸に付帯するサービス業

6662 自動車ターミナル業

乗合バスおよび路線トラックの用に供するため料金をとつて一般自動車ターミナルを提供することを主たる業務とする事業所をいう。

○バスターミナル業； トラックターミナル業

6663 貨物荷扱固定施設業

貨物の荷扱のため荷扱場、荷役さん橋設備などを提供することを主たる業務とする事業所をいう。

○貨物荷扱固定施設業

6664 さん橋泊きょ業

けい船(繫船)岸壁、上屋その他のふ頭(埠頭)施設を提供することを主たる業務とする事業所をいう。

○ふ頭(埠頭)業

6665 飛行場業

主として飛行場を航空機に使用させる事業所をいう。

○国際空港； 地方空港

669 その他の運輸に付帯するサービス業

6699 その他の運輸に付帯するサービス業

他に分類されない運輸に付帯するサービス業をおこなう事業所をいう。

○検査業； 検量業； 鑑定業； 水先案内業； サルベージ業； 海難救助業； 航路標識事務所(灯台)； 航空標識所(航空灯台)； 通運計算業； 網取業； 引船業； 港湾運送関連業； 見本抽出業； 観光協会

×船舶解体請負業〔8699〕； 船舶給水業〔7211〕

中分類 67—通 信 業

総 説

この中分類には、郵便事業、電信事業、電話事業および有線放送電話事業をおこなう事業所が分類される。

郵便局において取扱われる郵便為替、郵便貯金、郵便振替、簡易生命保険、郵便年金、電信、電話の各事業は郵便業に含まれる。

小分類 細分類
番 号 番 号

671 郵 便 業

6711 郵 便 業

主として信書、その他郵便物として差し出された物の送達をおこなう国営の事業所をいう。郵政本省および地方郵政局は大分類M一公務〔9711〕に分類される。

○郵便局；鉄道郵便局（分局）

×郵政本省〔9711〕；地方郵政監察局〔9711〕；地方郵政局〔9711〕；地方電波監理局〔9711〕；地方貯金局〔5041〕；地方簡易保険局〔5614〕；通信博物館〔9183〕；通信病院〔8811〕；通信診療所〔882〕；通信療養所〔8811〕；通信保養所〔7591〕；郵政職員訓練所〔9191〕；電波職員訓練所〔9191〕；電波研究所〔9311〕

672 電信、電話業（有線放送電話業を除く）

6721 電信、電話業（有線放送電話業を除く）

主として有線または無線による電信、電話、も写（模写）電信、その他電気的方法による送信または受信によって意志および事実を伝え、または受けける一切の手段の設置、運用、保存をおこなう事業所をいう。

○日本電信電話公社本社；海底線施設事務所；電気通信局・調整所・配給局；電気通信部；都市管理部；地区管理部；電話局；料金局；電報局；電報電話局；施設区；搬送通信部；電信施設所；中継所；無線通信部；無線中継所；無線送信所；無線受信所；無線電信調整所；国際電信電話株式会社本店・支店；国際電報局；国際電話局；国際電報電話局；国際電信電話調整所；国際無線送・受信所；水産庁漁業用陸上無線電話局

×通信病院〔8811〕；電気通信学園〔9191〕；電気通信局工事事務所〔172〕・工作工場〔8311〕；通信診療所〔882〕；日本国有鉄道電務区〔6011〕

中分類67—通 信 業

673 有線放送電話業

6731 有線放送電話業

有線による放送および通話両面の設備を用い主として一定の区域内における利用者のために放送と通話取扱のサービスを提供する事業所をいう。

○有線放送電話農業協同組合; 有線放送電話共同施設協会; 有線放送電話協会（有線放送電話事業を営むもの）

✗全国有線放送電話協会 [9412]; 有線放送電話協会（有線放送電話事業を営まないもの） [9412]

674 通信に付帯するサービス業

6749 通信に付帯するサービス業

通信業に付帯する他に分類されないサービス業に従事する事業所をいう。

○切手, はがき, 印紙売さばき所; 赤電話サービスステーション